

## 住民自らの行動に結びつく

## 水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト会議 設置規約（案）

## （名 称）

第 1 条 本会議は、住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト会議（以下「会議」という。）と称する。

## （目 的）

第 2 条 本会議は、情報を発信する行政と情報を伝える機能を有するメディア関係者などが連携し、「水防災意識社会」を構成する一員として、それぞれが有する特性を活かした対応策、連携策を検討し、住民避難行動に結びつく災害情報の提供・共有方法を充実し、速やかにその実施を図ることを目的とする。

## （組 織）

第 3 条 会議は、別紙で掲げる水害・土砂災害ハザード・リスク情報を発信・伝達する行政、メディア関係者、地域の関係者で構成する。

## （会 議）

第 4 条 会議は、国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長が招集する。  
2 個別課題テーマの議論にあたっては、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。WGは、課題テーマを踏まえ、国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長が参加者を招集する。

## （会議の公開）

第 5 条 会議は、公開とし、WGは、非公開とする。ただし、会議資料及び議事概要は、その公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害する恐れがある場合を除き、国土交通省ホームページで公開する。

## （事務局）

第 6 条 会議及びWGの事務局及び議事進行は、国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室で行う。

## （その他）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関する必要な事項は、会議において定める。

## （附 則）

この規約は、平成 30 年 10 月 4 日から施行する。